16 母国語相談の状況	従事する職員数	合計　　人 （常勤職員　　人、非常勤職員　　人、委託　　人）
	相談方法	□対面で対応 □電話で対応 □メール、ＳＮＳ等で対応
17 備考		

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　１欄は、報告を行おうとする育成就労事業年度について記載すること。
3　４欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
4　５欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労実施者の数について記載すること。
5　６欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労外国人の数について記載すること。なお、括弧書きには、報告対象となる事業年度において、新たに入国して育成就労を開始した育成就労外国人の数を記載すること。
6　７欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労外国人の国籍・地域及び人数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7　９欄は、報告対象育成就労事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8　10 欄及び 11 欄は、監理支援を行った監理型育成就労外国人のうち報告対象育成就労事業年度内に育成就労を終了し、又は終了する予定であった育成就労外国人について記載すること。したがって、報告対象育成就労事業年度内に受験した者であっても、育成就労の終了予定が次育成就労事業年度の場合は、次育成就労事業年度の本報告書に計上すること。
9　12 欄は、監理支援を行った監理型育成就労外国人のうち報告対象育成就労事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、６欄の記載の対象となる監理支援を行った監理型育成就労外国人の数を分母として算出し記載すること。
10　13 欄は、他の監理支援機関が監理支援を行っていた育成就労外国人のうち、新たに育成就労計画の認定を受けて監理支援を行うこととなった者（育成就労外国人本人の意向により育成就労実施者を変更した場合を除く。）について記載すること。
11　17 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
12　外国人育成就労機構が指定する書類を添付すること。

別記様式第25号（第89条関係）

第１面

第　　号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律
第100条第２項において準用する同法第13条第２項に規定する立入検査証

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

法 務 大 臣　　㊞

厚生労働大臣　　㊞

第２面

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）
第13条　（略）
2　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）
第100条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2　第13条第２項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第112条　（略）
2　第100条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ列７とすること。